

大分県地域商業活性化マッチング支援事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、商店街等が抱える様々な課題の解消に対して、商店街等での取組のアイデアを有する民間事業者等と取組の実証の場として連携する商店街等をマッチングし事業実施の取組を支援することで、地域コミュニティ機能の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この事業において「民間事業者等」とは、第4条第1項各号に規定する事業実施主体をいう。

2 この事業において「連携する商店街等」とは、第4条第2項各号に規定する者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容は、別表に定めるとおりとする。

(事業実施主体及び連携する商店街等)

第4条 この事業において、事業実施主体は次の各号に該当し、地域コミュニティ機能の活性化につながる取組のアイデアを持ちそれを適正に遂行できる者とする。なお、定款等を有しており、代表者が明確で適切な経理処理ができる団体であること。

(1)民間事業者(商工会、商工会議所等の商工団体を含む)

(2)民間事業者と連携する商店街等の任意組織

(3)その他知事が認めた団体

2 この事業において、連携する商店街等は次の各号に該当する者とする。

(1)法人格を有する商店街組織

(2)法人格を持たない上記2(1)に類する組織

(3)構成員・会員の約7割程度以上が中小企業・小規模事業者の商業者で組織された任意団体

(4)複数の商店街組織で構成された商店街連合団体

(5)その他知事が認めた団体

3 事業実施主体及び連携する商店街等は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

(本事業における市町村の役割)

第5条 市町村は、マッチング事業の公募時から事業実施完了に至るまでの間、県と協働して実施主体及び連携する商店街等に必要な指導・助言を行い、主体的かつ積極的な役割を果たすものとする。

(事業企画の公募)

第6条 県が別途指定する期間において、県内商店街等を実証の場として実施する事業企画を公募し、実施を希望する事業実施主体は、事業企画計画書(様式第1号)を

県に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は公募終了後、別途指定するマッチング会に参加し、前項の事業企画について商店街等に向け説明を行うものとする。

(連携する商店街等の公募)

第7条 事業企画の公募終了後、県が別途指定する期間において、各事業企画の実証の場として事業実施主体との連携を希望する商店街等を公募する。連携を希望する商店街等は、マッチング会申込書(様式第2号)を県に提出しなければならない。

(事業計画書の提出及び採択)

第8条 県が市町村と連携して事業実施主体と商店街等をマッチングし、両者が事業実施の合意に至り、地域商業活性化マッチング支援事業補助金の交付を要望する場合には、事業実施主体は実施合意書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて県に提出しなければならない。

- (1) 補助事業採択要望書(様式第4号)
- (2) 地域商業活性化マッチング支援事業計画書(様式第5号)
- (3) 誓約書(様式第6号)

- 2 知事は、前号に掲げる書類の提出を受けた場合、事業内容を審査した上で、支援の採否を決定し、大分県地域商業活性化マッチング支援事業採択通知書(様式第7号)により、事業実施主体あて通知するものとする。あわせて、知事は採択通知書の写しを市町村に送付し、事業実施における市町村の協力依頼をする。

(助成措置)

第9条 知事は、予算の範囲内において、第8条第2項の規定により採択された事業について、別に定める大分県地域商業活性化マッチング支援事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

附則

この要領は、令和5年度の7月補正予算に係る大分県地域商業活性化マッチング支援事業費補助金から適用する。

別表

| 事業内容 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>商店街等や地域が抱える様々な課題に対して、事業実施主体が商店街等と連携し当該課題の解決に資するとともに、商店街等の地域コミュニティ機能の活性化に繋がる事業</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ミルク用のお湯を提供するなど子育て世帯を応援する個店を集めたマップの作製、商店街内に授乳スペースを整備・空き店舗を活用し、チャレンジショップと多世代が交流できる拠点を整備・商店街内で防災やSDGsに関するセミナーを複数回開催 |